

## 1 健康福祉局の予算について

### (1) 令和3年度予算案に関する所感について

市民生活の安心・安全を確保するため、「感染予防・拡大防止の推進」、「感染時の支援体制の充実」、「暮らし・生活の安心確保」を基本的な考え方として、感染拡大防止のみならず福祉関係事業者や生活にお困りの方に対する福祉的支援も含めた新型コロナウイルス感染症対策に、まずは全力で取り組みます。特に、ワクチンの接種については、国の状況にも柔軟に対応しながら、医療機関をはじめとする関係機関の皆様と、より一層連携を図り、市民の皆様が安心かつ円滑に接種を受けられるよう着実に進めていきます。

この他に、自動車燃料費助成をはじめとする障害者の移動支援メニューの拡充や、小児医療費助成の1、2歳児の所得制限を無くすなど、必要な施策の充実にもしっかりと対応する予算としました。

さらに3年度は、「第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」、「第4期横浜市障害者プラン」がスタートする年でもあります。各種計画の目標達成に向けた施策を着実に実施します。

そして、多様化・複雑化した市民ニーズにきめ細やかに対応する施策の推進に、職員一丸となって取り組みます。

## 2 新型コロナウイルス感染症対策について

### (1) この1年間の新型コロナウイルス感染症対策を振り返って、市の取組を踏まえた所感について

「ダイヤモンド・プリンセス」号への対応以来、この1年間、感染症対策と医療体制の維持を最重要課題に、医療機関、様々な関係機関や企業の皆様、そして国や県の皆様とともに、壁を乗り越える毎日であったと考えます。

また、庁内においても、18区、医療局、消防局など、関係区局とも綿密に連携し、持てる力を最大限発揮して、オール横浜で未知なるウイルスに立ち向かってきました。

日々刻刻と変化する状況下において、有効と思える施策は、補正予算を組

み、すみやかに実施することで、厳しい局面を乗り越えることができたと感じています。

これまでの経験と実績を糧とし、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいきます。

## (2) 今後の市民に向けた感染症予防の徹底の取組について

感染症の予防には、市民お一人おひとりが「3密（密集、密接、密閉）の回避」、「手洗い」などの基本的な対策に加え、懇親会等をはじめとし、大人数や長時間におよぶ飲食など、感染リスクが高まる「5つの場面」に気をつけるといった「新しい生活様式」に移行していただくことが大切です。

そこで、若い世代に訴えるプロスポーツとコラボレーションした啓発ポスターの作成や、年齢層などに応じたSNSやデジタルサイネージなど、きめ細やかな手法による広報を繰り返し実施して、皆様の生活様式の移行を促すような呼びかけを効果的に行っていきます。

今では、人と話す場面では、マスクを着用することが当たり前になってきたように、日常生活の中で「新しい生活様式」が自然と実践されるような社会を目指して、今後の予防策の徹底に取り組めます。

## (3) 緊急事態宣言解除後、感染再拡大を早期に探知し、早期対応につなげていくための取組について

感染状況は、このところ落ち着きがみられていますが、首都圏の1都3県の緊急事態宣言の期限が延長されるなど、予断を許さない状況です。

2月25日の国の分科会における「緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言」の中で、リバウンドの予兆を早期に探知するための新たな手法として、モニタリング検査の実施等が挙げられています。

栃木県ではすでに実施されており、今後、1都3県でも実施が想定されるため、本市としても実施に向けて、国等と協議を進めます。

引き続き、首都圏域の発生状況を注視していきます。

また、各区福祉保健センターや市内の医療機関との情報共有を一層密にして、日々の患者数や検査数など、県とも連携し、市内、県内の発生状況や感染拡大の兆候をきちんと把握し、クラスターを防止する対策を早期に行っていきます。

### 3 新型コロナウイルスワクチン接種事業について

#### (1) 本市のワクチン接種に向けた準備状況について

市民の皆様が安心して円滑にワクチン接種を受けられるよう、医師会・病院協会等の市内の医療関係者への協力要請をはじめ、接種券の印刷や個別通知の発送準備、集団接種会場の調整や接種手法の検討を行い、2月16日に発表しました。

また、ワクチン接種に関する様々なお問い合わせに対応するコールセンターを、3月1日に開設するなど着実に準備を進めています。

一方、国から県を通して供給される本市へのワクチンの状況をふまえ、65歳以上の高齢者の方々に送付する個別通知について、ワクチンが安定的に供給されるまでの間、発送を見合わせることにしました。4月当初は高齢者施設等での接種を先行することとしており、今後の集団接種及び病院・診療所等での個別接種の開始を見据え、予定している会場等での模擬訓練などを行い、円滑な実施に向け準備を進めます。

#### (2) ワクチン接種準備を進める上での課題について

ワクチン供給のスケジュールが見通せず、不確定要素が多い中で、様々な準備を進めなくてはならないことが、大きな課題です。

また、集団接種や個別接種を進める上で、接種に従事する医師・看護師等の医療従事者の方々が相当数必要であり、確保に向けて、現在医師会等と協議を重ねています。

さらに、市民の皆様に対して、準備の進捗状況や個別通知の発送時期、接種順位、接種場所など様々な情報を市から積極的に発信し、広報していく必要があります。

#### (3) シミュレーションを行う観点と、実際の場面での活用方法について

安全かつ確実に、可能な限り速やかにワクチン接種ができるよう、実際の会場で行う集団接種のシミュレーションを実施します。被接種者の動線や従事者の配置、接種済みの方々の待機場所など全体レイアウトの確認、問診を受ける方々や外国の方々への対応、実際にかかる時間や人の滞留状況など運営に関連する様々な課題を洗い出し、実際の会場運営に反映します。

また、医療従事者の方々にも参加していただくことで、受付から予診・接

種、接種後の観察までの一連の流れを確認し、円滑な会場運営の実現につなげます。

(4) 個別接種について協力医療機関の状況と課題について

市病院協会を通じたアンケート調査に対して、接種協力の意向を示した病院に説明会を実施し、現時点で 36 病院が接種機関となり、1 か月当たり約 33,000 回の接種を行っていただく予定です。

課題としては、

- ① これらの病院に冷凍庫での適切な温度管理やシステムによるワクチン管理をしっかりと行っていただけるよう、市が継続的に情報提供を行う必要があること
- ② 市民の皆様が身近な場所で接種を受けられるよう、更に病院や診療所の確保に向けた働きかけを行う必要があること

が挙げられます。

(5) 「病院や診療所が協力しやすいインセンティブの提供を、市として検討していくべき」についての見解

ワクチン接種を迅速かつ円滑に進めるためには、市民の皆様により身近な病院や診療所での接種を積極的に推進する必要があると、そのためにはこれらの医療機関の皆様の協力が不可欠です。病院等の医療機関からは、個別接種に対して積極的な意見を多くいただいております、大変感謝しております。

ワクチン接種にあたっては、各病院等で様々な工夫を行って実施することを想定されていることと思いますが、より多くの病院等に接種に参加していただくため、関係者と意見交換しながら必要性があればインセンティブについて検討していきます。

(6) ワクチン接種に関する情報についての国、県との連携・共有と、今後の市民周知について

ワクチン接種に関しては様々な情報が、日々変化しており、ワクチンの供給に関する情報や副反応に関する情報などについて、国や県と緊密に情報共有を行っています。

本市としても、ワクチン接種を推進するうえでこうした情報を積極的に、タイムリーに発信することで、市民の皆様が安心してワクチン接種に臨める

ことから、ホームページや広報誌、LINE、TwitterなどのSNS、ラジオや交通広告等様々な媒体を活用し、広報を行っていきます。

#### (7) 高齢者接種の開始が全体的に遅れることの影響について

集団接種の開始までの間、各区会場でシミュレーションの実施等による従事者の練度向上により、円滑な接種につなげるとともに、個別接種についても、各病院が担うワクチン管理やシステム入力手順の確認等を進めます。

また、かかりつけ医など市民の皆様が身近な場所で接種できるよう準備を進めます。

国は今後、6月中にすべての高齢者が2回接種できるワクチンを自治体に供給予定であり、こうした取組により短期間に多くの市民の皆様接種できる体制を整えていきます。

## 4 特別養護老人ホームの整備について

### (1) 第7期計画における特別養護老人ホームの整備目標の達成状況について

第7期計画では、整備候補地の確保が難航するなか、民有地の公募スケジュールを見直し、事業者が土地確保のための準備期間をとりやすくしました。

あわせて、不動産関係団体との連携や土地情報の収集・配信などにも取り組み、民有地の活用を促進しました。

また、7期期間中に3年間で国有地4か所・市有地5か所を公募に活用し、整備促進に取り組みました。

その結果、2年度末までの3年間で新規整備約1,800人分の選定目標を達成できる見込みです。

### (2) 特別養護老人ホームの地域偏在を解消するための取組について

特別養護老人ホームの整備計画は市域全体で考えるものではありませんが、区ごとの偏りを緩和するため、高齢者人口に対する特養整備率が特に高い区は募集エリアから除外しています。

また、整備事業者の選定において整備率の低い区での計画に加点するとともに、国有地や市有地の活用も行い、バランスのとれた整備に取り組んでいます。

## 5 依存症対策について

### (1) 地域支援計画が目指すねらいについて

計画の策定により、支援の方向性を共有することで、依存症に携わる関係機関・団体等が、それぞれの強みを生かしながら、連携して施策を推進していきます。

これにより、依存症のご本人やご家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしを続けることができる社会の実現を目指していきます。

### (2) 依存症の予防や早期発見・支援に向けた取組の方向性について

社会全体の偏見をなくすためにも、学齢期といった若いうちから、機会を捉え、依存症についての正しい知識を伝えていくことが大切です。

また、区役所等の窓口における様々な相談の中から、背景にある依存症の問題に気づき、速やかに適切な支援につなげていくことが求められます。こうした課題を関係機関等で共有し、連携して取り組んでいきます。

### (3) 今後の依存症の予防や早期発見・支援の具体的な取組について

来年度は、これまでの取組に加え、学齢期からの予防啓発として、教育委員会と連携し、ゲーム障害等についてのリーフレットを作成し、小中学校への配布を予定しています。

また、早期発見・早期支援に向けては、アルコール、ギャンブル等の啓発週間に合わせて、電車やバスなどの公共交通機関において、相談を促す動画広告の掲載等も実施していきます。

### (4) 地域支援計画の推進方法について

計画を推進するためには、支援に携わる関係機関・団体が連携し、一体となって取り組むことが必要です。

今年度、依存症関連機関による連携会議を立ち上げ、各機関・団体と顔の見える関係構築を進めてきました。

それぞれの強みを生かした包括的・重層的な支援体制を構築し、多様なニーズに応えた支援の提供を実現していきます。

## 6 食の安全確保の推進について

- (1) コロナ禍での eラーニングによる食品衛生責任者講習会の実施状況について

本市では、横浜市食品衛生協会の御協力のもと、令和2年7月に実施し、4,717人受講しました。また、3年2月から3月にかけても実施しており、2月末現在、2,711人が受講しています。

- (2) HACCPによる衛生管理の導入支援の取組状況について

本市では、平成30年度から営業許可申請時や施設の監視指導を行うときなど、あらゆる機会を捉えて、HACCPによる衛生管理の導入支援（衛生管理計画作成の支援等）を行っています。令和3年2月末までに延べ46,874件に支援を行い、16,822件のHACCP導入を確認しています。

- (3) 小規模事業者に対する「食の安全確保」の推進の考え方について

小規模事業者の皆様が負担を感じることなくHACCPに取り組むことができるよう、衛生管理計画作成をサポートする冊子を配布して、各施設に応じた助言を行うなど、引き続ききめ細やかな支援を行っていきます。

また、先んじてHACCPに取り組んでいる横浜市食品衛生協会との連携を推進し、協会が持つネットワークや小規模事業者向けのHACCP導入のノウハウを活かして、より一層HACCPの導入を進めていきます。

## 7 敬老特別乗車証制度について

- (1) IC化等に向けた実証実験の結果について

令和2年度は、実際のバス車両や駅有人改札にリーダー等の機器を設置し、ICカード、QRコード及びICタグの3方式について実証実験を行い、方式ごとの特徴を確認しました。

ICカードはリーダーに容易に読み取らせることができ、汎用性があるのが特徴です。QRコードは読取速度には大きな問題はないものの、複製が容易であること、また摩耗や汚れに弱いことが確認できました。ICタグは一度に多くのカードを読み取ることに優れていますが、一方で多数の利用者が交錯する場合、不正なカードが含まれていても個人の特定が困難でした。

- (2) 「今後の制度設計に対応可能なシステムとすべき」についての見解

I C 化等により、まずは正確な利用実績の把握を行い、その結果を基に詳細な制度設計を行い、持続可能な制度として見直しを図ります。

I C 化等を行うに当たっては、専門分科会での答申を踏まえシステムを構築します。

(3) 「国の動向や交通事業者との対話を踏まえながら、時流に沿う形で I C 化等を進めるべき」についての見解

新たに開発するシステムは、長期にわたり活用できるものにしていくことが必要です。国における行政のデジタル化の動向を念頭に置きつつ、技術の進歩に取り残されることなく、時代に即したシステムとなるよう I C 化等を進め、利用者や交通事業者に長きに渡り使っていただけるシステムを構築します。

(4) 交通事業者の負担軽減に向けた取組について

交通事業者の負担が過度となっていることは、本市としても課題として受け止めています。

令和 2 年度に行った利用者アンケートや利用実態調査の結果においても、今般のコロナ禍の影響により利用回数が減少したものの、負担金の積算上の利用回数と実際の利用回数には乖離が生じています。

このため、3 年度はバス事業者に対する負担金を増額します。

## 8 障害者の移動支援制度の拡充について

(1) 自動車燃料費助成制度の内容について

重度障害者を対象として、あらかじめ申請いただいた移動に使用する自家用車の燃料費の一部を助成します。具体的には、本市と協定を締結していただいたガソリンスタンドで給油する際に使用できる燃料券を給付します。

燃料券の額面は 1 枚千円で年間 24 枚、ただし週 3 回以上人工透析に通う方は年間 48 枚を給付します。

(2) 自動車燃料費助成制度の新設に向けた検討内容について

検討にあたり、これまで、他都市の制度内容やその目的などの調査を実施してきました。

また、障害者団体のヒアリングを行い自家用車での外出の状況や制度への



要望を伺いました。あわせて、ガソリンスタンド業界団体にも、実施した場合の事務手続き等に関するご意見をいただけてきました。

これらにより、利便性や具体的な運用方法を検討しました。

### (3) 重度障害者タクシー料金助成制度の拡充を行う理由について

これまで、重度の障害がある方から身体障害者手帳取得時の年齢によりタクシー料金の助成を受けられないことについて、制度拡充の要望を受けてきました。コロナ禍において必要な外出もしづらいため、タクシー料金の助成を受けたいという要望も寄せられています。第4期障害者プランにおいて「重度障害者への移動支援事業の拡充」を掲げており、今回、敬老パス、福祉パス、新設の自動車燃料費助成と合わせ、年齢を問わずご本人にとって必要な支援策を選択できるよう、タクシー料金助成制度を拡充することとしました。

### (4) 今回の移動支援制度の拡充で期待される効果について

ご本人の障害の特性や生活環境などによって必要とされる移動支援策は異なります。今回、制度を新設、拡充することで、これまで以上に、ご自身にとって利用しやすい制度を選択できるようになります。これにより、外出のしやすい環境を整え、社会参加が促進されることを期待しています。

### (5) 制度周知に向けた課題と対応について

制度拡充に伴い新たに対象となる方にも、制度内容をご理解いただくために様々な機会をとらえてお伝えする必要があります。

10月の新制度スタートに向けて、障害者団体をはじめ各種団体に対し説明を行います。「広報よこはま」や本市ホームページなどの広報手段を活用し周知していきます。

## 9 障害者手帳のカード化推進事業について

### (1) カード化の実施に係る市の取組状況について

障害者手帳のカード化を早く進めてほしいという声を数多くいただきました。省令改正後、令和元年度から障害者団体との意見交換を行いながら検討を進め、2年度からは具体的な運用等を踏まえた準備をしてきました。1月からカード様式への変更を希望される方からの郵送受付窓口及びコー

ルセンターを設置し、カード様式の手帳交付を6月から開始できるよう準備を進めています。

なお、交付開始にあたり、カード様式の手帳の認知度を高めることが必要となります。そのため、周辺自治体と連携・協力しながら、公共交通機関等の事業者向けの周知にもしっかりと取り組んでいきます。

## (2) カード様式の手帳について当事者から期待される効果について

カード様式の手帳は、プラスチック製であるため、耐久性が高まり、汚損等の心配がなくなります。

また、従来の紙様式の手帳に比べて、サイズが小さくなり、財布等に入れて持ち歩きがしやすくなります。さらに、すべてのカード様式の手帳には切り欠きや浮き出し加工が入り、視覚障害のある方にとっても、他のカードと区別がしやすいようにしています。

こうした取組や工夫により、手帳をお持ちの方にとって、手続き等で手帳の提示が必要になる場合の利便性が向上します。

## (3) デジタル化推進の動きを踏まえた障害者手帳の今後の展望について

カード化の実施にあたっては国の考え方と同様に、紙様式かカード様式を選択ができるようにしています。今後も、一人ひとりのニーズに合わせた対応を進めていくとともに、国のデジタル化推進や、マイナンバーの利活用等に係る動向を注視していきます。

実際に日常生活で手帳を使用する障害当事者の目線を大切にしながら、利便性の向上につなげていきたいと考えています。

## 10 医療的ケア児・者等支援促進事業について

### (1) 医療的ケア児・者等の実態調査について

実態調査として、まず、居住地、必要とする医療的ケア、障害者手帳の有無等の基礎的項目の調査を行います。対象者を正確に把握できていないため、丁寧な基礎調査が必要になります。これまで把握してきた対象者を基にしながら、多分野の関係機関に協力を求め、幅広く把握するよう努めていきます。

この基礎調査で把握した情報を基に、生活実態や個々のニーズの把握について、調査項目や実施手法の検討をしていきます。

## (2) 医療的ケア児・者等に対応できる社会資源の拡大に向けた取組について

医療・福祉・教育など様々な分野で従事する方を対象として、医療的ケア児・者等支援者養成研修や養成研修修了者向けのフォローアップ研修を実施しています。研修の受講により、医療的ケア児・者等の対応をする際の配慮や工夫、専門知識の習得等を進めます。研修では、受講者同士のつながりづくりも促し、地域の中で情報収集や意見交換を円滑に進められるようにしていきます。

また、コーディネーターは地域でのネットワークを構築する役割も担っています。日頃の活動で得た社会資源の状況やニーズ等の情報をもとに、地域の様々な施設・事業所等に情報提供や助言を行うなどの働きかけをしていきます。

## 11 障害児・者の歯科口腔保健の推進について

### (1) 障害児・者の歯科保健推進モデル事業のねらいについて

昨年11月から12月にかけて障害者の関係団体に対しヒアリングを行ったところ、歯科口腔保健を充実させることに期待を持たれていることがわかりました。

障害児・者の歯科口腔保健を推進するためには、障害がある方々の口腔ケアに関する実態を把握し、どのような支援が必要とされているかを分析することが必要です。そのため、モデル事業では作業所などの障害者施設における障害児・者の歯科口腔保健のニーズ把握を進めます。また、その結果に基づく標準的な支援策の検討を進め、今後の事業展開に活かしていきます。

## 12 がん検診について

### (1) 直近の受診実績及びコロナ禍における受診勧奨の取組について

昨年度同時期と比較した直近までの横浜市がん検診全体の受診者数についてですが、令和2年度4月から12月までのがん検診受診者数は合計で293,401人でした。令和元年度、同時期の受診者数は369,208人で、人数にして75,807人、割合にして約20%減少しています。なお、10月から12月までの受診者数については、前年度比約5%減と回復傾向にあります。

また、コロナ禍でもがん検診を受診していただくための取組として、受診時期についてかかりつけ医等と相談することを個別勧奨通知等でお知らせするとともに、医療機関に行った際に一緒にがん検診を受けることを促すポスターを作成し、鉄道の中吊り広告やホームページでご案内しています。

(2) 女性特有のがん検診対象者向けアンケート調査の実施状況と結果、及び今後の受診率向上に向けた取組について

アンケート調査の実施状況については、乳がん検診及び子宮頸がん検診の個別勧奨通知に同封し、1月31日時点で約9,000人から回答がありました。

結果については現在集計中ですが、現時点では検診を受けていない理由として、「痛いから」、「面倒だから」といったものに加えて、「必要性を感じないから」という項目が多く挙がっています。今後、集計結果を分析し、医師会をはじめとした専門家による御意見も伺いながら、受診率向上に向けた取組を検討していきます。

### 13 横浜健康経営認証について

(1) 令和2年度の横浜健康経営認証の応募に係る事業所支援及び認証実績、3年度の展開について

新型コロナウイルス感染症が企業に与えている影響を考慮し、今年度更新対象となる事業所の認証期間を1年延長することで、更新に係る負担を軽減しました。加えて、認証応募の説明動画を新たに市ホームページに公開し、市内3か所の健康経営支援拠点におけるセミナーを全てオンラインにするなど、企業が参加しやすい手法で説明会を開催しました。また、本市と協定締結している生命保険会社と連携し、アウトリーチによる丁寧な申請支援を実施したところ、昨年度の200事業所を大きく上回る323事業所を認証しました（うち、新規291事業所）。

3年度も、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、柔軟な手法による普及啓発を実施するとともに、協定締結企業と連携したアウトリーチ型の事業所支援を充実させ、認証事業所のステップアップ及び新規応募数の増加を目指します。

## 14 地域ケアプラザの強化について

### (1) 地域ケアプラザの運営上の課題認識について

地域ケアプラザには、施設貸出だけではなく、幅広い分野の相談や各種活動の支援、複雑な課題を抱える事例等に対処できる専門性やコーディネート力等が求められることもあり、それらに対応するための職員の確保や定着が課題と考えています。

また、圏域内高齢者人口の増加に伴い、相談や支援等が困難となっている地域ケアプラザもあることが課題と考えています。

### (2) 地域ケアプラザのさらなる強化のための今後の取組について

職員の安定的な配置を通じた市民サービスの質の担保及び向上を図るため、勤務時間帯の見直しによる負担軽減や職員が定着しやすくするための処遇改善等を検討していきます。

また、圏域内高齢者人口の増加に伴う課題に対しては、圏域内高齢者人口が過大規模なエリアにある地域ケアプラザでは、地域ケアプラザとは別に分室を設置し、相談等へ対応することも選択肢の一つとして検討していきます。

### (3) ICT環境整備を踏まえた今後の展開について

地域ケアプラザに整備したWi-Fi環境の利用や活用ができるように、地域ケアプラザ職員向けに、オンライン会議の実施方法等についての研修を実施します。

また、離れた場所でもつながることができる特徴を生かし、積極的にWi-Fi環境を活用して、オンラインによる健康体操等の各種講座や、会議、相談等を実施するほか、日中仕事をしている方など、今まで地域ケアプラザと関わりの薄かった方や来館することが難しかった方などと、オンラインによる関係づくりも進めていきます。

さらに、会議などのオンライン化による業務改善を通じて、地域ケアプラザ職員の負担軽減にも活用していきます。